

資料 1 - 1 議案第 228 号

4 板都住第 96 号の 4

東京都板橋区都市計画審議会

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 4 年 6 月 28 日

東京都板橋区長

坂 本 健

（ 公印省略 ）

記

東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について（東京都決定）

理 由 都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づき東京都から板橋区に意見照会があった。

「案のとおり決定することに異議なし。」との回答をすることについて、板橋区都市計画審議会の意見を伺う。